

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和五年十二月十五日

奈良県知事 山下 真

一 測量の目的 公共測量（三級基準点測量）

二 測量の地域 吉野郡十津川村大字谷瀬地先

三 測量の期間 令和五年十一月十七日から令和六年一月二十日まで